



医療費支給制度のお知らせ

問 保険医療課 ☎56-0617

次に当てはまる人は、医療費の支給が受けられる場合があります。

- 0～18歳の子の保護者
- 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A・B判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級などをお持ちの人
- 自閉症状群の診断を受けた人
- 長久手市遺児手当などの対象世帯で、所得制限範囲内の場合

☑ 精神障がいにかかる入院費の支給

精神保健および精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がいの入院治療にかかる医療保険適用分の自己負担額を全額支給します。

☑ 適正受診のお願い

医療費が年々増加する中で、今後も医療費支給制度を継続していけるように、適正受診にご協力ください。

- 病気の予防に努めましょう
- かかりつけ医をつくりましょう
- ジェネリック医薬品を利用しましょう

☑ 後期高齢者医療制度

75歳以上の人が入会する後期高齢者医療制度ですが、65歳以上で次のような一定の障がいがある人は、後期高齢者医療制度に入会することができます。

- 身体障害者手帳1～3級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級
- 身体障害者手帳4級の音声機能または言語機能の障がい
- 身体障害者手帳4級の下肢障害(1号…両下肢のすべての指を欠くもの、3号…1下肢を下腿の1/2以上で欠くもの、4号…1下肢の機能の著しい障害)のいずれか

4月1日^{から}

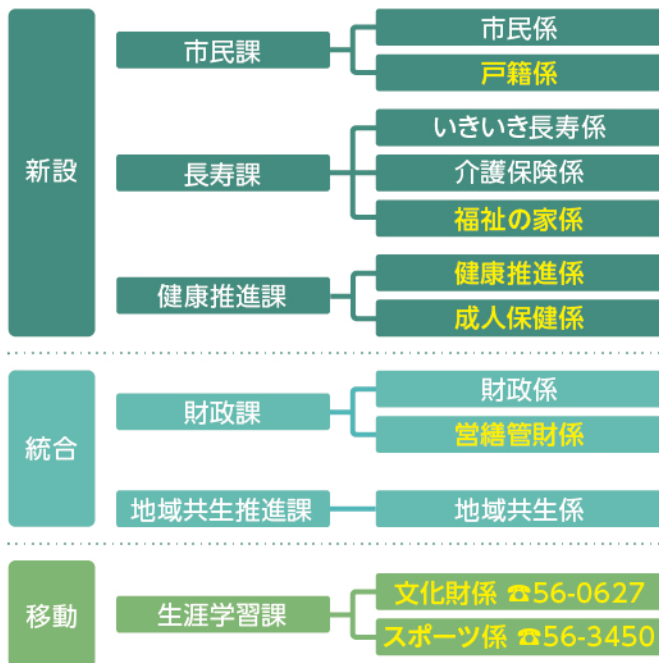
市役所の組織を変更します

問 企画政策課 ☎56-0600

効果的・効率的な行政運営を行うため、組織機構を見直し、系の体制を変更します。
詳細は市HPへ。



主な変更点



- 市民課に戸籍係を新設。
- 長寿課に福祉の家係を新設。
- 健康推進課の健康増進係を健康推進係と成人保健係に分割。

- 財政課の管財係と営繕係を営繕管財係に統合。
- 地域共生推進課の市民相談係を地域共生係に統合。

現在、文化の家2階にある「生涯学習課文化財係」および「スポーツ係」が4月1日(火)から市役所西庁舎2階に移動します。